

府省共通事務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】 実施時期 : 平成18年9月～19年6月
 調査対象機関 : 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

【勧告日及び勧告先】 平成19年6月15日 内閣府等16府省に対し勧告

【回答年月日】 平成20年7月18日 ～ 20年7月29日

内閣府	平成20年7月25日	宮内庁	平成20年7月24日	公正取引委員会	平成20年7月24日
国家公安委員会	平成20年7月25日	金融庁	平成20年7月25日	総務省	平成20年7月22日
法務省	平成20年7月24日	外務省	平成20年7月24日	財務省	平成20年7月25日
文部科学省	平成20年7月25日	厚生労働省	平成20年7月25日	農林水産省	平成20年7月25日
経済産業省	平成20年7月25日	国土交通省	平成20年7月18日	環境省	平成20年7月24日
防衛省	平成20年7月29日				

【調査の背景事情】

- 簡素で効率的な政府の実現は、喫緊かつ最重要課題の一つとなっており、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「小さくて効率的な政府」の実現を目指すこととされ、平成18年6月には、同方針に基づく改革の着実な実施を図るため、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）が成立。
- これら改革の一環として、政府は、「行政効率化推進計画」（平成16年6月15日行政効率化関係省庁連絡会議。17年6月30日、18年8月29日改定）を策定。同計画では、各府省は、納税者の視点に立って、改めて所管の行政を見直し、その効率化に向け不断の努力を行うことを規定。
- 一方、民間企業、地方公共団体の中には、様々な先進的取組により、経費の削減、事務の効率化を進めている例が見られるが、国においては、なお一層の効率化、合理化の余地。
- この調査は、このような状況を踏まえ、各府省に共通する物品・役務の調達、庁舎の維持管理等の事務に着目し、その実施状況、効率化の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。
- 本調査結果に基づく勧告は、平成19年7月2日改定の行政効率化推進計画の前文に反映。また、その改善措置状況は「政府における無駄の徹底的な排除に向けた集中点検～「ムダ・ゼロ」への取組み～」（平成20年4月22日総理指示）において「改善措置状況のフォローアップを早急にとりまとめます。」と位置付け

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 物品、役務等の一括調達の推進等 (1) 事務用品の一括調達の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(全府省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の物品、役務等の調達は、会計法第29条の3の規定に基づき、一般競争入札が原則。予定価格が一定額(注1)以下の場合、例外的に随意契約が可能(少額随意契約) ○ 一括調達は、事務の省力化、コストの削減に有効 単価契約(注2)は、年度当初に当該年度分の契約を締結すれば足りるため、同一品目を複数回調達する事務用品調達においては、一括調達の有効な手段 <small>(注1) 物品の調達の場合160万円以下、役務の調達の場合100万円以下。 (注2) 物品等の単価のみを決定し、支払金額は給付の実績に基づいて算定する契約。消耗品は単価契約が可能。</small> ○ 調査対象16府省213調達機関中、14府省189調達機関(88.7%)は消耗品3品目(コピー用紙、トナー類、文具用品類等)のいずれかを単価契約によらずに調達 単価契約の推進で消耗品3品目の年間調達件数が数件の機関がある一方、少額随意契約を繰り返したため、年間契約件数が900件を超える調達機関の例 ○ 消耗品3品目の各品目について、少額随意契約による年間の調達額が160万円を超え、一般競争契約の導入の余地があるものが、調査対象16府省213調達機関中、トナー類で13府省93調達機関 	<p>《改善状況》 <各府省における改善に向けた取組状況> → 物品、役務の一括調達の推進に関する各府省の取組状況をみると、改めて文書を発出するなどにより一括調達の推進を図ったものが4府省、行政効率化推進計画に盛り込み、その推進を図るとするものが13府省</p> <p><個別指摘事例の改善状況> → 単価契約の導入により契約件数縮減の余地ありと指摘した6府省11調達機関のうち、既に単価契約を導入したものが10調達機関(90.9%)、導入を予定しているものが1調達機関(9.1%)</p> <p>→ 消耗品3品目のうち一般競争契約の導入・拡大の余地ありと指摘した機関数が最も多かったトナー類について、その改善措置の状況をみると、指摘した13府省93調達機関のうち、既に一般競争契約の導入・拡大を図ったものが61調達機関(65.6%)、導入・拡大を予定しているものが13調達機関(14.0%)、導入・拡大を検討しているものが16調達機関(17.2%) なお、3調達機関(3.2%)は、平成20年度に特別会計が廃止されること等から、契約は未実施</p> <p>(府省の改善事例：外務省) → 事務の省力化、公正性の確保、コスト削減の観点から、消耗品について、平成19年度は194品目を一般競争入札(単価契約)で調達。20年度は、省内に対する要望調査の結果を精査の上、201品目について一般競争入札(単価契約)で調達するなど、契約件数の縮減を推進 今後とも、毎年度調達内容の精査を行い、少額随意契約による調達を見直すとともに事務の省力化を推進</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進すること。(内閣府、金融庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 1～3週間の間に、同種備品を少額随意契約により数回～十数回調達。調達額の合計が160万円を超えたものが8府省16調達機関</p>	<p>《改善状況》</p> <p>＜個別指摘事例の改善状況＞</p> <p>→ 計画的な備品の一括調達実施の余地ありと指摘した8府省16調達機関のうち、計画的な一括調達に移行したものが9調達機関(56.3%)、一括調達を予定しているものが7調達機関(43.8%)</p>
<p>(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>共用部分と専用部分で共通する役務又は物品の一括調達を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> <p>(説明)</p> <p>○ 合同庁舎に入居する官署は、庁舎の維持・管理に要する物品・役務の調達に要する費用を分担して負担</p> <p>○ 合同庁舎の共用部分と専用部分で共通する、清掃業務や蛍光管類等を、共用部分と専用部分とで一括して調達し、コストの削減等を図っている庁舎がある一方、別々に調達する庁舎あり(清掃業務：21庁舎、蛍光管類：24庁舎)</p>	<p>《改善状況》</p> <p>＜個別指摘事例の改善状況＞</p> <p>→ 清掃業務・蛍光管類の一括調達の余地ありと指摘した延べ45庁舎のうち、既に一括調達を実施したものが延べ16庁舎(35.6%)、一括調達の実施を予定しているものが延べ10庁舎(22.2%)、一括調達の実施について検討中のものが延べ16庁舎(35.6%)</p> <p>なお、延べ3庁舎(6.7%)は、一括調達の実施について検討した結果、現時点においては一括調達によるメリットが少ないとの理由から、具体の取組は未実施</p> <p>(府省の改善事例：農林水産省)</p> <p>→ 管理官署として指摘を受けた事例のほか、入居官署として入っている一部の庁舎においても、平成20年度から庁舎の清掃業務等を一括して一般競争入札に移行。そのほか、合同庁舎の管理官署となっていない機関においても、役務等の一括調達について管理官署と調整中</p>
<p>2 調達事務の集約化の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>① 同一機関内や同一敷地内等に複数の調達機関を設置している府省は、会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調</p>	<p>《改善状況》</p> <p>＜個別指摘事例の改善状況＞</p> <p>→ 本省・外局の内部部局において、会計主管課以外で共通物品を調達していると指摘した調達機関における共同調達の推進状況をみると、7府</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="159 193 1066 268" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>達を推進すること。(内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各省各庁の長は、会計法第13条、第29条の2の規定に基づき、支出負担行為・契約に関する事務を職員に委任又は分掌が可能 各府省の大臣は、訓令、内部規程を定め、これら事務を行う官職を指定し、会計区分、業務内容等を勘案し、複数の支出負担行為担当官等を指定 ○ 8府省は、本省・外局の内部部局において、会計主管課以外の計33の調達機関で消耗品3品目を調達。また、9府省の本府省は、同一敷地内や近隣に計56の調達機関を設置 <p>(勧告要旨)</p> <div data-bbox="159 979 1066 1134" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方支分部局等における調達事務を上部機関（本府省やブロック機関等）に集約している府省がある一方、集約化の取組のないものが5府省6機関 	<p>省32調達機関のうち、既に会計主管課と連名による共同調達を実施しているものが14調達機関（43.8%）、連名による共同調達を予定しているものが2調達機関（6.3%）、その実施について検討しているものが16調達機関（50.0%）</p> <p>なお、これら7府省の中で、複数の調達機関を会計主管課に集約することを検討しているものはない。</p> <p>(府省の改善事例：財務省)</p> <p>→ 同一機関内、同一敷地内及び合同庁舎内に複数の調達機関を設置している場合の一括調達の推進については、スケールメリット（調達規模に伴う経費削減効果）の有無等の基本となる考え方を示して、本省、地方支分部局等への指導等を実施しており、同一敷地内に所在する複数の調達機関の間で共通して必要な消耗品等の共同調達を実施</p> <p>また、会計監査において、行政効率化推進計画の実施状況をフォローアップすることとしており、上記に基づく一括調達の実施状況の点検を20年度から実施。さらに、勧告を踏まえて改正した会計監査計画に基づき、指摘を受けた部局に対する対応状況の点検についても実施</p> <p>《改善状況》</p> <p><個別指摘事例の改善状況></p> <p>→ 地方支分部局の調達事務について、上部機関への集約化が不十分と指摘した5府省6機関のうち、1府省1機関は一部実施済みで、今後更に検討としており、4府省5機関はいずれも、今後検討予定</p> <p>(府省の改善事例：経済産業省)</p> <p>→ 経済産業局の支局・事務所3機関の調達事務の上部機関への集約化の可能性について検討した結果、東京通商事務所及び横浜通商事務所における調達事務を、平成20年度から上部機関である関東経済産業局へ集約して効率化を推進</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 適正な物品管理の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄など処分の方針を決定すること。(公正取引委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品管理法に基づき、物品管理簿等を備え、物品の異動等を正確に管理・把握する義務 供用・処分の必要がないものは、管理換等による適切な処理。不可能な場合は、不用決定の上、売払いや廃棄を規定 ○ 7府省19機関で物品の数量や現況を未把握。8府省12機関で使用する見込みのない物品を長期間保管 	<p>《改善状況》 ＜個別指摘事例の改善状況＞</p> <p>→ 物品の数量や現況が未把握等と指摘した9府省延べ31機関のうち、物品管理簿を整備中の1機関を除き、すべての機関において、物品の現況把握を行った上、物品管理簿の訂正を行うなどの改善措置を実施</p> <p>なお、物品の数量や現況の正確な把握等適正な物品管理の推進に関する各府省の取組状況をみると、会計監査の重点項目とするなど、会計監査を通じて指導を行ったものが3府省、物品管理事務処理要領を制定するなど、文書により適正な物品管理の推進を図ったものが4府省</p> <p>また、不用となった物品の有効活用の促進に関する取組状況については、部局間での情報共有、情報交換のため不要品データベース等を作成したものが2府省、各府省に不用となった物品の情報提供を行っているものが1府省</p> <p>(注) 改善状況は、延べ数である。</p> <p>(府省の改善事例：農林水産省)</p> <p>→ 物品管理に関する従来の通知を廃止し、「農林水産省物品管理事務処理要領」(平成19年10月31日付け大臣官房経理課長通知)を制定し、適正な物品管理について周知徹底</p> <p>また、平成19年12月から「不要品データベース」として不用となった物品に係る情報を集約・管理することで、本省内における情報の共有化を促進し、物品の有効活用を推進</p>
<p>4 公用車の効率化の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用すること。(国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)</p> <p>② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討</p> </div>	<p>《改善状況》 ＜個別指摘事例の改善状況＞</p> <p>→ 専任の運転手より公用車の台数が多い、又は公用車を部局別に管理することにより、非効率な公用車の存在を指摘した7府省29機関における改善状況をみると、代替手段を導入又は導入を検討しているものが7機関(24.1%)、一般職員による運転を実施又は実施予定のものが3機関(10.3%)、公用車の運行管理方法を見直したものが9機関(31.0%)、</p>

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<div data-bbox="159 193 1066 308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>を行い、公用車の効率化を推進すること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年7月改定の行政効率化推進計画において、稼働率の向上、職員自身の運転、公共交通機関の利用等により、25年度までに公用車の約890台削減を規定 ○ 3府省6機関では、専任の運転手のみが公用車を運転しているが、運転手の人数より公用車の台数が多く、常時10台の公用車が遊休化。中には、運転者7人に対し公用車12台を保有している例 ○ 4府省8機関では、各部局が公用車の管理を行っており、使用が低調となっている公用車が24台 <p>5 旅費事務の見直し等</p> <p>(1) 旅費事務の効率化の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div data-bbox="159 914 1066 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 職員に対する旅費の支給方法について、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直すこと。(総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費法上、旅費は本人に直接支払う必要 ○ 2府省5機関で、職員に対する旅費の支給を現金払。4府省9機関で受領代理人の口座に振込、受領代理人が出張した職員に現金を手交する煩さな事務 	<p>公用車を削減又は削減予定のものが13機関 (44.8%)</p> <p>なお、2機関 (6.9%) は、公用車の用途が特殊であることから、直ちに当該車両の削減は困難であるが、引き続き効率化について検討</p> <p>(注) 改善状況は、延べ数である。</p> <p>(府省の改善事例：総務省)</p> <p>→ 著しく使用が低調な公用車については、削減を図り、レンタカーや公共交通機関等代替手段の利用に切り替え</p> <p>また、平成20年度から職員による運転が可能となるよう、「自動車の適正な管理及び運行に関する規程の整備について」(平成19年10月4日付け総官会第1380号大臣官房会計課長・大臣官房秘書課長連名通知)を发出。これに基づき、各部局、地方支分部局は関係規程を整備し、20年4月1日から施行</p> <p>《改善状況》</p> <p><個別指摘事例の改善状況></p> <p>→ 口座への振込を未実施等と指摘した5府省14機関のうち、旅行者本人の口座振込へ変更したものが11機関 (78.6%)、旅行者本人の口座振込への変更が具体的に予定されているものが3機関 (21.4%)</p> <p>なお、旅費の支給方法における各府省の取組状況をみると、旅費の支給方法を原則として職員個人の口座振込とするよう旅費業務マニュアルを改定するとともに、口座振込の推進について文書による指導を実施したものが1府省。職員個人への口座振込に変更するよう文書で各部局に指導したものが4府省</p>

主 な 勸 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況						
<p>(2) 旅費節減の取組の徹底 (勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、パック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底すること。(全府省)</p> <p>また、パック商品等の効率的な情報収集や乗車券の手配等について、アウトソーシングを含め検討すること。(全府省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出張旅費の効率化のため、パック旅行の利用を積極的に推進 ○ パック商品の利用を職員に求めている(2府省6機関)、鉄道運賃等の割引制度を旅費支給に活用していない(7府省18機関)、旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合について交通費の減額調整を実施していない(9府省31機関)など、旅費節減の取組が不十分な例あり 	<p>《改善状況》</p> <p><個別指摘事例の改善状況></p> <p>→ パック商品の利用が低調、鉄道運賃の割引制度を旅費支給に未活用等と指摘した8府省延べ48機関については、パック商品及び割引運賃制度の積極的な利用を促すため周知を図るなどいずれも改善措置を実施</p> <p>→ 旅行区間と通勤手当支給区間が重複する場合に交通費の減額調整を実施していないと指摘した9府省31機関のうち、交通費の減額調整を実施することとしたものが29機関(93.5%)、実施することを予定しているものが1機関(3.2%)、実施について検討中のものが1機関(3.2%)</p> <p>なお、旅費節減の取組の徹底に関する各府省の取組状況をみると、パック商品をより利用しやすくするよう規定の改正を行ったものが2府省、パック商品等の積極的な利用等につき文書により周知を図ったものが13府省</p> <p>《各府省における改善状況の例(アウトソーシング等の検討)》</p> <table border="1" data-bbox="1122 839 2085 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 839 1317 879">府省名</th> <th data-bbox="1317 839 2085 879">アウトソーシングの概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 879 1317 1118">文部科学省</td> <td data-bbox="1317 879 2085 1118">平成20年1月から、本省庁舎内の職員に係る旅費事務の試行的なアウトソーシングとして、旅行者等が作成する旅行日程表に基づき、民間業者に旅費計算システムへのデータ入力を行わせ、①「出張命令伺」及び「旅費請求書」の作成、②旅費の精算、③チケット等の手配及び配達(旅行者が希望した場合に限る。)の各事務を委託</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1118 1317 1353">経済産業省</td> <td data-bbox="1317 1118 2085 1353">経済産業省において運用を行っている出張旅費計算システムへの出張情報の入力(出張命令伺及び旅費請求書の作成)、出張行程が旅費法に準じ最も経済的な通常の経路及び方法であるかの確認について、平成17年から本省内部部局の旅費業務の外部委託を実施。平成20年度からは外局も対象に追加</td> </tr> </tbody> </table>	府省名	アウトソーシングの概要	文部科学省	平成20年1月から、本省庁舎内の職員に係る旅費事務の試行的なアウトソーシングとして、旅行者等が作成する旅行日程表に基づき、民間業者に旅費計算システムへのデータ入力を行わせ、①「出張命令伺」及び「旅費請求書」の作成、②旅費の精算、③チケット等の手配及び配達(旅行者が希望した場合に限る。)の各事務を委託	経済産業省	経済産業省において運用を行っている出張旅費計算システムへの出張情報の入力(出張命令伺及び旅費請求書の作成)、出張行程が旅費法に準じ最も経済的な通常の経路及び方法であるかの確認について、平成17年から本省内部部局の旅費業務の外部委託を実施。平成20年度からは外局も対象に追加
府省名	アウトソーシングの概要						
文部科学省	平成20年1月から、本省庁舎内の職員に係る旅費事務の試行的なアウトソーシングとして、旅行者等が作成する旅行日程表に基づき、民間業者に旅費計算システムへのデータ入力を行わせ、①「出張命令伺」及び「旅費請求書」の作成、②旅費の精算、③チケット等の手配及び配達(旅行者が希望した場合に限る。)の各事務を委託						
経済産業省	経済産業省において運用を行っている出張旅費計算システムへの出張情報の入力(出張命令伺及び旅費請求書の作成)、出張行程が旅費法に準じ最も経済的な通常の経路及び方法であるかの確認について、平成17年から本省内部部局の旅費業務の外部委託を実施。平成20年度からは外局も対象に追加						

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>6 行政効率化の一層の推進 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 行政効率化推進計画に基づく取組を徹底すること。(全府省)</p> <p>② 上記項目における指摘に対する必要な改善措置を講ずることにより、府省共通事務の実施体制の見直し・合理化を行うこと。(全府省)</p> <p>③ 地方公共団体や民間企業における共通事務の効率化や経費節減の先進的な取組も参考に、更なる行政効率化の取組の推進について検討すること。(全府省)</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本行政評価・監視の指摘に基づく改善措置を講ずることにより、実施体制の見直し・合理化が必要 ○ 地方公共団体における総務事務センターの設置や民間企業におけるシェアードサービス会社の設立等、共通事務の集約化や業務のアウトソーシングに取り組み、人員配置の見直しや経費の節減を図っている例あり 	<p>《改善状況》</p> <p>＜各府省における改善に向けた取組状況＞</p> <p>→ 地方公共団体や民間企業における取組等を参考にした更なる行政効率化に対する取組について、検討を実施しているものが8府省(50.0%)、検討を予定しているものが8府省(50.0%)</p> <p>(府省の改善事例：金融庁)</p> <p>→ 従来、各種情報や職員への周知事項を全職員にメール送信していたが、金融庁ポータルサイトを新たに開設し、各種情報等を掲載することによりメール送信の事務を削減するなど、更なる行政効率化の取組を推進</p> <p>(府省の改善事例：経済産業省)</p> <p>→ 平成20年3月から職員の利便性を考慮し、また、支払業務の効率化を図るため、外勤に係る費用の支弁にICカードを活用する仕組みを構築 また、事務機器・事務用品関係の展示会、セミナーに出席し、価格動向、合理的商品等の情報収集に努め、会計担当者会議等において、有利な調達方法等を議論したりするなど、更なる行政効率化の取組の推進のための検討を実施</p>